

名古屋港管理組合公報

令和4年7月15日
(金曜日)
第68号

目次

○措置通知の公表	1
○名古屋港審議会委員の解任	2
○職員の人事異動	2

監査公表

監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定及び名古屋港管理組合監査委員監査基準によりその内容を公表する。

令和4年7月15日

名古屋港管理組合監査委員 成田 たかゆき
同 山本 正雄
同 前田 貢

令和4年 監査公表第1号分

監査結果	措置
<p>(1) 指摘事項 在勤地出張に係る旅費において、支給不足及び過支給となっているものがあった。庶務事務システムによる在勤地出張旅費に関する申請が適正に行われるよう周知徹底されたい。 該当箇所 企画調整室、港営部、建設部</p>	<p>(1) 指摘事項 企画調整室 過支給については、令和4年1月7日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、庶務事務システムの誤入力防止するとともに複数職員による確認を徹底する。</p> <p>港営部 支給不足については、令和4年1月11日に追給の措置を講じた。 過支給については、令和3年12月20日及び令和4年1月6日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、所属職員に関連規程等の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>建設部 過支給については、令和3年12月24日及び令和4年1月21日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、所属職員に関係規定の周知徹底を図るとともに、旅行命令申請を都度確認することで、適正額の支給に正確を期していく。</p>
<p>(2) 注意事項 ア ETCカードによる高速国道等の利用額の支払について、ETCカード貸出管理簿等による履行確認を行うこととなっているが、ETCカード貸出管理簿に利用実績の一部記載漏れが見受けられた。利用時のETCカード貸出管理簿への記載及び履行確認を徹底されたい。 該当箇所 港営部、建設部</p>	<p>(2) 注意事項 ア 港営部 ETCカードを利用した場合の一部記載漏れについては、運転者本人はもとより、ETCカードを管理している職員がETCカード貸出管理簿への記載を確認するとともに、履行確認についても適正に事務を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>建設部 ETCカード貸出管理簿への利用実績の記載漏れがないよう所属職員に周知徹底を図るとともに、履行確認についても、複数の目により確認することを徹底し</p>

<p>イ 備品の管理について、備品台帳に記載はあるが廃棄済みで現物の存在しないもの及び備品台帳上の件数と実数の合わないものが見受けられた。廃棄の際は速やかに不用決定手続を行うとともに、定期的に現物の数量確認を行うなど、備品の適切な管理に努められたい。 該当箇所 総務部、建設部</p>	<p>ていきたい。また、履行確認において記載漏れに気づいた場合、その都度追記載等必要な措置を講じ、E T Cカード貸出管理簿の適切な運用に期していく。</p> <p>イ 総務部 備品台帳に記載はあるが廃棄済みで現物の存在しないものについては、速やかに不用決定手続を行った。また、備品台帳上の件数と実数の合わないものについては、適正な数量で備品台帳に計上した。 今後の防止改善策として、定期的に現物を確認し、適正な管理に努める。</p> <p>建設部 備品台帳数量との不整合については、定期的な現物の数量確認を徹底する。</p>
--	---

令和4年 監査公表第2号分
(名古屋港鉄鋼埠頭株式会社)

監 査 結 果	措 置
<p>1 名古屋港鉄鋼埠頭株式会社分 注意事項 第57期（令和2年度）事業報告書にある貸借対照表において、売掛金と前受金が相殺されずに両建てとなっているもの及び預り金として計上すべきところを未払費用として計上している事例が見受けられた。貸借対照表を正確に作成するためにも今後は会計処理に留意されたい。</p>	<p>1 名古屋港鉄鋼埠頭株式会社分 注意事項 適正な会計処理を徹底するよう指導した。 また、第58期（令和3年度）貸借対照表において、売掛金と前受金の組換えが実施されており両建てが是正されていること、預り金の計上が正しく行われていることを確認した。</p>

(株式会社ウッドフレンズ)

監 査 結 果	措 置
<p>1 株式会社ウッドフレンズ分 指摘事項 提出された令和2年度分事業報告書の記載内容について、指定管理業務に自主事業の費用が含まれていたことによる金額の誤りや適切な科目で収支が計上されていない事例が見受けられた。今後は確認の徹底と適正な収支状況を作成されたい。</p> <p>2 港営部関係分 (1) 指摘事項 上記1のとおり収支状況に誤りがあったため、所管部署においても正確な収支状況が報告されているか確認されたい。</p> <p>(2) 注意事項 ア 利用料金収入については預金通帳を分けて区分経理が行われているが、支出については区分経理が行われていないものもあった。基本協定（以下「協定」という。）においては、利用料金の収入について区分することになっているが、正確な収支状況の管理をするためには支出についても区分することが必要であるため、協定の見直しも含め検討されたい。</p> <p>イ 協定どおり執行されていない事務があったので、今後は、協定に沿った事務の執行もしくは協定の見直しを検討されたい。</p>	<p>1 株式会社ウッドフレンズ分 指摘事項 事業報告書の収支状況については、適切な科目で計上し記載の誤りを修正した。 今後は複数の社員による確認を行い、収支状況を作成する。</p> <p>2 港営部関係分 (1) 指摘事項 収支状況の報告は、その根拠となる資料の提示を求める等、収支状況が正確に報告されているか確認をする。</p> <p>(2) 注意事項 ア 区分経理の整理のため、次期指定管理者の指定期間に合わせて協定の見直しを検討する。</p> <p>イ 改めて協定の内容を確認するとともに、今後は協定に沿った事務の執行を行う。</p>

審議会事項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。
小林 勝次（6月30日）

雑 報

新	旧	氏 名
総務部付課長 （以上7月1日）	（再 任 用）	亀 山 隆 彦

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合